

宮城県自然環境保全審議会

日時：平成 24 年 11 月 20 日（火）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場所：県庁 4 階 庁議室

配付資料

資料 1：第 1 1 次鳥獣保護事業計画（案）について（諮問）

資料 2：第 1 1 次鳥獣保護事業計画新旧対照表

資料 3：第 1 1 次鳥獣保護事業計画の基本方針の主な変更点について

資料 4：第 1 1 次鳥獣保護事業計画策定スケジュール

資料 5：自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧

その他資料

平成 2 4 年度鳥獣保護区等位置図

1 開 会

事務局から開会を宣言。

2 あいさつ（環境生活部長）

委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中御出席を賜り深く感謝申し上げます。今日は本年度 2 回目ですが、第 1 1 次鳥獣保護事業計画の（案）を諮問して皆さんから御指導いただきたい、出来れば次回に答申を頂きたいと考えております。我々、自然保護ということで様々な事業をやっておりますけれども課題もいろいろあります。貴重な資源を良好な状態で後世に引き継ぐという大きな目標において、今回の震災の爪痕というのはやはり大きく、色々な所で再生を急がなければいけないというのが一番大きな課題だと認識しております。これについては、御専門の立場で各委員さんにおかれましても御活躍をいただいておりますので、現場現場でいろいろ御指導いただきながら、我々も取り組んでいきたいと思っております。また、新聞等でも取り上げられ、今日の議題にも係りますが、野生鳥獣との軋轢がございます。イノシシ、ニホンジカ、頭数も増えて有害捕獲もやっておりますが、なかなか難しい。猟友会に御協力を頂きながらやっておりますが、なかなか難しいと思いつつ、いろいろ知恵を絞ってやっていかなければならないと思っております。先般、新聞にも取り上げられましたが、ツキノワグマについては先週の 1 5 日から今年の猟期が始まりまして、本来であれば捕獲ということになるんですが、ツキノワグマについては出没件数も大変多くて、捕獲の頭数の上限を 5 0 頭にし

ていたものですから、それを既にオーバーをしているということで、今回は自粛をお願いをしているなどという状態もございます。とにかく、共生といいますか生態を維持しながら、人と鳥獣がよい関係であるように今後とも努めていきたいと思っております。それから日曜日に久しぶりにサンクチュアリセンターにお邪魔させていただきまして、たまたま昼時だったんですが、来館者が多く、団体の方もいましたし、御家族連れの方も結構いて人の出入りが結構多く、嬉しい限りで見えておりました。やはり、環境に対する県民の興味関心が高いというのを改めて認識をしてみました。今日は先程申し上げたとおり、鳥獣保護事業計画についての御指導を頂きたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない御意見、御指導を賜ればありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

3 報 告

事務局から配付資料の確認後、本日の出席者数を報告（構成委員22名中8名欠席、過半数出席により、当審議会条例第六条第二項の規定により、有効に成立）。次に、本日の会議の公開、非公開について報告。平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件については公開、各部会の審議結果報告については内容によって一部非公開とすることになっている。本日の報告事項「温泉部会にかかる処分状況」については、法人の事業に関する情報が含まれていることから非公開、それ以外の部分は公開となる旨報告。

4 議 事

司 会：それでは次に議事に入らせて頂きます。当審議会条例第六条第一項の規定により、以後の議事の進行につきまして、菊地会長にお願いすることになりますが、菊地会長から一言、御挨拶を頂き、引き続き以後の議事の進行をお願いしたいと存じます。菊地会長お願いします。

菊地会長：本日の会議は前回から1か月も経たない間に続けてということで、皆さんお忙しいところありがとうございます。今日は第11次鳥獣保護事業計画の（案）についてということですが、前回報告のありました特定鳥獣保護管理計画と同じように震災によって1年間策定を先延ばしにしたものであり、震災の後片付けも少しずつ進んでいるのかなということを感じております。個人的な話ですが、私はずっと河口干潟の調査を続けていますが、今回の震災で、海岸の砂浜干潟やその後背湿地、それにクロマツの防風林、貞山堀なども全てやられましたが、この辺は御存じのように宮城県の自然、歴史的景観が残されていた場所だった訳です。最近、私の所属する学会から環境の保全については配慮してほしいという話があって、私からも個人的な要望をしておきたいなということで、それを挨拶に代

えさせていただきますと思います。今日も皆さんの忌憚のない御意見を頂きたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

まず始めに、本日の議事「第11次鳥獣保護事業計画（案）について」を審議いたします。計画のうち、まず鳥獣の保護に関する部分について、事務局から説明願います。

事務局：（資料説明）

菊地会長：事務局からの説明に対し、質問意見等あれば発言願います。

永広委員：（資料2の）7ページの特別保護地区の指定の方針の①に、「指定に関する中長期的な方針」とありますが、この中長期的という意味なんですが、本計画の期間を超えるもう少し長い期間と考えてよろしいでしょうか。何故そういうことを言うかということ、指定に関する中長期的な方針の一番最後の行に、なお書きで「本計画期間内においては原則指定を行わない」というのが入っていて、もしも中長期的というのが本計画を超えるような長い期間を指すのであれば、ここにこういう文章が入っているというのはちょっとそぐわない。また、そういう文章が挿入されているながら②で指定区分ごとの方針があつて、その冒頭に「本計画の期間内においては」と書いてあつてですね、原則として行わないといいなながら②で指定の細部の考え方を述べているという点もやや体系としておかしいのではないかということでの質問です。

菊地会長：はい事務局。

事務局：なお書きの方でございますけども、市町村から、この区域は是非特別保護地区にあげてほしいという要望が現時点で上がってきてないということもありまして、この計画には盛り込まないということですが、これから向こう4年間の中で状況の変化に応じて市町村からこの地域はという要望がありましたら、関係機関との調整のもとに特別保護地区の指定を適切に考えていきたいということでございます。考え方として、なお書きの前のほうで中長期的というのは4年間に留まるものではないと現時点では思っておるんですけども、この4年間に限っては現時点で市町村から特に指定を必要とする区域の要望がなかったものですから、新たな指定は今のところ考えていないという意味で付け加えたものでございます。

石田総括：補足説明ですが、中長期的なという意味ですが、当然10年20年という大きなスパンを考えております。中長期的な方針の中に、このなお書きはおかしいのではないかという御指摘はもっともでございます。新たに③を設けて本計画期間内における方針という形に整理したほうが分かりやすいかと思しますので、そういう方向とさせて頂きたいと思します。

永広委員：もう1か所、同じようなのがあったと思しますので。

土屋委員：10ページもですね。

永広委員：そうです。

菊地会長：他にはございませんか。

土屋委員：2ページの①の最後のところの、「関係機関の合意のもと、鳥獣保護区を解除し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて、これらの狩猟を可能とすることを検討する」、多分、鳥獣保護区というのと狩猟鳥獣捕獲禁止区域のそれぞれの定義があるんだと思いますが、禁止区域に切り替えて狩猟を可能にするというのは、なんとなく日本語としてのロジックがなっていない、おかしいような感じがするのですがどうなのでしょう。それと、先程の永広先生と同じように、なお書きの部分は、保護事業計画なのに原則として指定しないという表現が本文に入るのは、おかしいというふうに思います。ここは修正していただきたいと思います。

事務局：鳥獣保護区と狩猟鳥獣捕獲禁止区域についてでございますが、鳥獣保護区につきましてはあらゆる鳥獣の捕獲が禁止されている区域で、当然狩猟はできない地域のことでございます。狩猟鳥獣捕獲禁止区域というものは、これも同じく鳥獣保護法上に規定されており、通常ですと、ある特定の鳥獣だけは捕ってはならないというような形で指定することが想定されております。ただし、シカ・イノシシなどの被害がかなりひどくて、他県においては、シカ・イノシシ以外の鳥獣を捕獲してはならない区域といった形で指定しております。鳥獣保護区であればあらゆる鳥獣が捕獲できない訳ですが、例えば特定のイノシシ以外は捕獲してはならないというような狩猟鳥獣捕獲禁止区域というものに切り替えますと、イノシシは捕っていいけれども、他の鳥獣は捕ってはならないというような区域になります。宮城県においては、今のところこういった形をとっている所はございませんけれども、他県の事例も参考にしながら、特定の鳥獣の捕獲を可能にするような区域にしていくことを検討していきたいという内容でございます。

土屋委員：恐らくそういうことなんだろうなと思いましたが、この文章はいかにも分かりづらいので、そういう説明書きを加えるとかをしないと、普通に読んだら意味が通らない文章のように思えてしまいます。御検討いただければと思います。

菊地会長：御検討をお願いします。他にありませんでしょうか。それでは、今出されました御意見等を考慮しながら、計画策定を進めていくようお願いします。引き続き、狩猟の適正化に関する部分について、事務局から説明願います。

事務局：（資料説明）

石田総括：補足説明させていただきますが、基本的な部分を確認させていただきたいと思います。p19にお戻り頂きたいと思います。基本的に野生鳥獣というのは、捕獲が禁止されているところ

でございますけれども、19ページの第4の1の(2)「許可する場合の基本的な考え方」ということで、この①から④の場合のみ捕獲を認めるということになっております。①については学術研究を目的とする場合、②はいわゆる有害捕獲ということで生活環境、あるいは農林水産業、生態系への被害を防止する場合、③が特定計画に基づく数の調整を目的とする場合、特に増えすぎた鳥獣につきましては特定計画を作って、被害に基づかなくても数を調整するという目的で捕獲が出来るということでございます。その他特別な場合ということで、行政事務であるとか傷ついた鳥獣の捕獲ということになっております。基本がこのような考え方でございまして、以下、次のページ以降で捕獲に当たっての基準とか要件、或いは猟法とか猟具の制限等を細かく記載をしているところでございます。本計画で一番大きな新規の追加事項というのは25ページになってございまして、有害鳥獣についての許可の基準の見直しでございまして、基本的には有害鳥獣捕獲については狩猟免許を持った方のみしか従事できないことになっておりますが、近年の狩猟者の大幅な減少あるいは高齢化を踏まえまして、あくまで法人に対する許可という前提でございますが、「ただし銃器の使用以外の方法による場合」、つまり網とかわなの方法による場合であって、従事者の中にそれぞれの免許所持者が含まれ、かつ、講習とか教育とかができる場合については、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。今回、こういう形に変更させていただきたいと思っております。これにつきましては、既に国の特区制度ということで、いくつかの地域で実施されておるところでございますが、国から全国展開を図るという方針が示されましたので、宮城県におきましてもこのような形で許可をしていきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

菊地会長：それでは、ただいまの部分に対しまして、御意見御質問等ありましたら、お願いします。

土屋委員：25ページの下線が引いてある部分のAで、「住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内においては捕獲ができる」となっていますが、これはそうなんですね。アライグマ、ハクビシン、カラス、ハトが建物内に入らないと捕獲してはいけないと。これあまり現実的じゃない気もするのですが、それで間違いがないか確認をしたいんですが。建物敷地内とは違うんですか。

事務局：こちらは記載のとおり、住宅等の建物内における被害ということですが。

土屋委員：被害を防止するために捕っていいのは建物の中だけって読めますけど。

事務局：そうでございます。

三坂課長：建物の外にいるものについては、従来どおり免許を持ってる方をお願いをして有害捕獲で捕っていただくということになります。ただし建物の中に入って困ってる場合につい

ては、狩猟免許を持ってる方でなくても捕獲出来るということでございます。

土屋委員：分かりました。

阿部委員：今の部分ですが、建物の中でハクビシンとかアライグマが出て来たといった時に、その家の住民が捕ってもいいということになる訳ですよね。免許がない方でもいいということになると。その場合にですね、殺してはいけない訳ですよね。捕って生け捕りにしたものを、山か何処かに持って行って、放さなければならないのでしょうか。

菊地会長：事務局の方から何か。

事務局：捕獲したものの処理については確認しなければいけないとは思いますが、一つ気になるのはアライグマなどを、外部に放してしまっているものかどうか。外来生物になりますので、そういったことも考えないといけないと思います。確認させていただきたいと思えます。

佐々木委員：今の問題は、大変大事なことです。ハクビシン、アライグマ、家の中では捕っている。何とか捕った。それを殺処分せずに、例えば山に持って行って放した場合は、また戻ってきますよ。戻ってきたら絶対わなには入りません。一回入ってそういう目に遭ったものは入らないで、ますます被害が拡大するという恐れが十分あります。そういうことで、アライグマなりハクビシンはどんどん増えてく一方ですから、捕ったものは殺処分、これはやむを得ないのではないかとということで、検討してそのようにしていただきたい。それから、次の農林業者、自分の田畑の中で、シカやイノシシによって、被害を被った場合は、自分で捕っていいということなんですけど、捕るのはいいのですが、捕ったものの処分をする場合どうするか。多分、銃で殺傷しないと、むしろケガをしてしまうという恐れがあります。ところが頼まれても、鉄砲持ってる人は許可ないものは撃てませんから、その辺の兼ね合いをどうするかということですね。誰にも頼みようがないから、槍などで自分で止め刺しをすることになると思いますが、凶暴になってむしろケガをする恐れが十分あります。わなに掛かって止め刺しをして逆にケガした、私も前に大日本の共済の審査委員になったんですけど、そういう事故がいっぱいあるんですよ。ましてや経験のない一般の人達がそういうことになったら、大変ですので、その辺のことも十二分に検討をお願いします。

事務局：その辺につきましても、十分に検討した上で対処してまいりたいと思います。

高橋委員：23ページですけれども、新旧の表で旧ではキジバト、ドバトとなって、新ではハト類と一つにまとめたっていうのは、それはそれでいいということなのか。それから、ドバトの旧では点線は人身被害となっている、それから新ではそういう人身被害はハトにはないのですよね。サギも同じですね、旧は人身被害があって、新はないのと。それから地域も

色々違うというのは、申告されてなかったということでしょうか。それからp18の、キジの放鳥の中止については財政的などというお話もありましたが、これまでの放鳥では成果が上がっていたから、次はあまり積極的に放鳥しなくてもいいと考えればいいのでしょうか、それとも財政的だけでしょうか。

事務局：23ページの予察表の内容については、年度初めに各市町村に予察の対象とする鳥獣について報告があったものをまとめたものでございまして、10次計画と比較すると、あたりなかつたりというのはあるかと思えます。それと放鳥事業に関してですが、20年度以降実施されていないということで、過去の資料を振り返ってみました。その時の予算折衝の中で費用対効果もある程度考慮されて、放鳥事業を継続するかしないかという議論があったようです。結果的に20年度を最後に休止になってしまったということでございます。

佐々木委員：キジの放鳥事業でございますけれども、猟有会ではキジの放鳥を県から受託しまして、20年度までは猟友会と県と2本立てで放鳥してきました。ところが県の方では、財政の関係上、そしてその成果が見えないということで、一方的に放鳥を止めるということになりました。というのは、放鳥をするキジには全部足環を付けて放すのですが、私も約50年近く猟をしていますけれども、足環付いたキジは単体一羽捕っただけです。ほとんど捕れません。何故かという、野生の鳥は、例えば畑で餌を獲って、人が行くと山に飛んで落ちて落ちるのですが、放鳥したキジというのは山ではなくて、山と田んぼの境に落ちるのです。そしてそこから山へ飛ぶのでなくて、止まっているんですよ。だから、キツネやタヌキが非常に今増えてますので、全部ヒナのうちに食われてしまう、あるいは卵のうちに食われる。昭和時代ですと、ほとんど日中キツネを見たということはないですよ。夜行性のものという認識でした。ところが今は日中でも堂々とキツネが餌を探して歩いているというのが現状でございます。それだけキツネが増えているのかなと。そういうことで県の方では放鳥を止めた訳です。また、今年から宮城県ではキジの養殖業者はもういません。県南でやっていた業者が、もう採算が合わないから廃業しますということで、止めてしまった訳です。それで私達も今までやってきた事業を止める訳にはいかないということで、福島、岩手、それから茨城と探したんですけども、やっぱり高いです。福島が安いと思ったのですが、今放射能で騒がれてる県から例え放鳥であろうとキジを買って放すというのは如何なものかということで、今年は近い福島は遠慮して茨城から85羽買いました。ところが高速代が2万から3万、掛かります。そういうことですので、私達は今までですと春と秋と2回に分けて放してたのですが、そういう経費がかかるために春の放鳥を止めて、秋10月末1回にした訳です。そして解禁と同時にそれを捕獲という形になりま

す。これは継続して今後もやりたいなと思っていますが、できれば県としても環境税も皆さんから頂いてる中でございますので、せめて放鳥の補助を県からいただければ、羽数を増やして100羽くらいにするとか、或いは高速道路の経費にまわすとかできますので、御検討願えれば大変ありがたいと考えております。

菊地会長：それでは検討を。高橋委員はよろしいですか。

高橋委員：この表はそうすると分からないのですが。20年度で終わってるということでしたが、表では（21年度以降も）購入って書いてあるので。

事務局：18ページの表は、10次計画に記載の表でございますけども、計画策定時には放鳥計画と種鳥の入手計画ということで、19年度から23年度までキジの放鳥の場合は、6か所で400羽。その為に同じく400羽購入しますという計画でございます。

高橋委員：予定だけですね、購入したっていうのではないんですね。

事務局：20年度から行われなくなってしまいましたので、21、22、23の場合は計画どおり実施できなかったということでございます。

高橋委員：実績はどこかには記載してないんですか。

事務局：あくまでも計画のみを記載しています。

菊地会長：他にございませんか。

大山委員：19ページの一番上の方の下線で、「外来鳥獣などにより生態系に係る被害が生じている」という文章があるんですが、外来鳥獣というと外来生物法という海外からきた外来生物をイメージするんですが、この場合は国内の他地域から持ち込まれたものというのも入るんでしょうか。

事務局：それも想定の中に考えております。

大山委員：外来生物的な表現を使うと、一般的には外国から持ち込まれたものと思われるので、もうちょっと表現を工夫して国内からの持ち込みというものもイメージが湧くような表現にさせていただけると、より理解が深まるのではないかと思います。

事務局：それでは分かりやすい表現に改めて記載したいと思います。

菊地会長：他にございませんか。それでは今までの御意見を参考に十分考慮して、お願いします。

それでは、残りの部分ですね、その他鳥獣保護に関する部分について、事務局から説明願います。

事務局：（資料説明）

菊地会長：それでは、只今の最後の部分、御意見ありましたら。

大山委員：事業計画書は25年4月1日からということで、48ページに「猛禽類保護の進め方」に基づき指導する」という記載がありますが、当初環境省では10月中にホームペー

ジで公開予定だった改訂版がまもなく出るとのことで、多分変更が生じると思いますので、よろしく願いいたします。

事務局：国の「猛禽類保護の進め方」を今改訂しているというのは、こちらでも承知しております。まもなく出るという話も聞き及んでおったんですけども、新たな改訂版の内容がこちらのほうで内容が把握できた時点で、宮城県として新たな対応が必要となれば、その都度適切に事業として取り組むべきものがあれば対応していきたいと考えております。

佐々木委員：鉛散弾の中毒が取り沙汰されておまして、河川やダムでの規制ということですが、釣りについては全然規制がありません。釣りの錘も鉛の散弾も同じです。川に行きますと、木に絡まってそのまま放置して投棄してきてるのいっぱいあります。鉄砲の弾の場合は、鉛と鉄を比較しますと飛ぶ距離が違うんですよね。鉛は重いもんですから余計飛ぶんですよ。ところが鉄だと軽いもんですから、同じ大きさでも。殺傷する距離が短い為に負傷させる率がうんと多くなってくるんです。だから、鉄砲屋に行って鉄の弾買いたって言う、買う人があまりいないから置いておらず、鉛散弾以外なかなか手に入らない、しかも高いということで狩猟する人達も大変困っている。特にシカ猟やってる人達、シカの個体数調整では鉛弾でもライフルの使えるようですけど、やはり高いということで大きなネックになってるということですので、この辺の考え方も少しお願いしたいと思います。やはり釣りの錘の規制もやっぱりかける必要あるんじゃないか。そういう鉛中毒があるのであれば、川に入る釣りの鉛であり鉄砲の弾でも同じように規制をしないと片手落ちであると思います。なぜ猟をやる人達だけ規制するんだ、釣りの錘もほとんど鉛じゃないかという話も出てますので、この辺も御検討をお願いしたい。

菊地会長：事務局の方から、釣りの鉛の件はどういう。

三坂課長：釣りの方の管理となりますと、若干セクション違って内水面を管理している委員会の方の所管になるかと思いますが、今お話あったことを情報交換等させていただきまして、できるだけ前向きに対応していただけるようお願いしてみたいと考えております。

佐藤委員：鉛の件につきましては、野鳥、ハクチョウとかガンとかカモとかそういった野鳥も、かなり大きな被害を受けてます。あと釣り糸が首に絡まっているものとか、小さな小鳥もよくそれに絡まって死んでるのを見たことがありますし、ハクチョウなどの首のところに絡まってしまって、それを支部の者が見つけて、助けてあげたってこともあります。探鳥して歩いてますと沼とかそういった所には落ちてます。先程、鳥獣保護対策調査の件で、宮城県レッドリストの話が出ましたけども、野鳥の会の方でも今レッドリストを作っております。東北の各支部でも作っております、大体できてはいますが、更にもっと詳しいきちっとしたものができると思います。それから43ページの愛鳥モデル校の指定ということ

で、地方振興事務所各1校ずつということで今度7校になるということなんですが、野鳥の会の方にも子供達を対象に是非野鳥の観察会をしたいという話が時々来まして、その学校の近くに住んでいる会員が協力できるということであれば、喜んで子供達と一緒に観察会をしております。つい最近では高森小学校・高森東小学校2校なんですが、9月に3年生で、これは中学生も協力して下さったみたいなんですけど、1人1個ずつ巣箱を作りました。観察会もしておりますし、巣箱を作ってみんな家に持ち帰って、来年は自分の家の近くとかマンションとかに住んでいる人は近くの森に行って置いてくるような形で、各校の巣箱を作ったりしてます。支部の会員で協力できる者が喜んで参加してますので、そういった話があったら野鳥の会でも是非協力したいと思っています。それから東松島の赤井小学校でもきちっとした担当がおりまして、色々お話ししながら定期的に野鳥観察会をしているということしております。それから51ページの鳥類の飼養の適正化ということで、愛玩用として飼養するのを宮城県の方は禁止になってると思うんですが、この文章からしますと「原則として新規の登録は認めないこととし」という形になってますが、もうちょっと強く、『禁止』ということを書いていただけたらいいかなと思うんです。傷病鳥の部分に書いている文章を、この下に書いていただけたらいいかなと思います。野鳥は今は傷病した個体をレスキュー隊、アニマルボランティアの方、そういった方しか預かることができませんので。

平吹委員：48ページの改行前の2の(1)なんですけど、先程レッドデータブックが震災で先行きが見通せないということで、この3行全部削除されるということでしたけども、この中をよく見ますと、希少野生生物種の保護・種の保存に関する条例という非常に極めて重要な項目が入ってるんですね。これまで現行の事業計画の中で取組もあったはずですし、また震災で種の多様性とか或いは希少種に対する取組がますます大切になっているという現状ですので、全部を削除しないで、この条例という辺りはきっちり残して、そういう資産の上にレッドデータブックの情報を重ね、更にそれに続くであろうレッドリストの今年度中にできるデータを重ねたり、或いはその次に続くレッドデータブックの取組を入れ込んで、できるだけ早くこの条例を制定していただくという取組を是非最優先でお願いしたいと思います。

事務局：削除したということで、宮城県として希少種保護について後退したような印象を持たれたのかなと思ったんですが、大震災というものがございまして、宮城県として大切にすべき希少な野生動植物というものが何なのか、現在津波浸水域を調査しておりますので、その調査を通じて見えてくるものがあるかと思えます。それがはっきりした時点で県民の理解を求めながら、この動植物の種は大切に生息域を残していきましょうという皆さんの御

理解が得られるような内容で進めていきたいという思いがございまして、スケジュールが延びてしまいました。11次計画の計画年度が25年度から28年度となっており、その中でどこまで取り組めるか、何を検討していったらいいか固めきれていないことから、この部分は今回の（案）の時点では記載しないことにした訳でございます。

三坂課長：若干補足させていただきたいんですけど、いわゆる希少種保護条例というのは、平成3年に熊本県が皮切りになりまして、その後いろんな県で条例を作るという形になってるんですが、一つには平成5年に種の保存法ができたということがあります。その法律と条例とをどういうすみ分けにしていくかということと、それから希少種については、国の仕事との役割分担等を若干整理しなくてはならないのではないかとということもあります。また先行している条例の中を見ていきますと、その県で希少種を指定して保存していくこと、地域を指定して種を保存する区域を設けることと、それから外来生物の関係など、そういったものが主な中味になっているんですけども、それぞれ分析してみると、例えば野生生物の生息域の関係でいうと、宮城県でいう自然環境保全地域等の指定等を通じて保護をするというような手法を主としてとっているところもあります。さらに条例でやるというスタイルと指針等でやるというスタイルと二通りの県があります。本県においては、近々生物多様性の戦略等の策定等を進めていくというような方針も固めておりますので、もう少し幅広く考える時間を持たせていただきたいなという思いでございます。

平吹委員：色々なやり方があるというのは承知してますが、希少種を守らなければならない、大原則は震災前から貫かれていた訳で、それをより担保するための条例あるいは活動をプロモートしていただくというのが、基本的な自然保護の行政のあり方ではないかなと私は思っています。今回大震災で手痛い被害を受けた訳ですけれども、そのスタンス自体は変わらないし、希少野生生物動物にとってはむしろ悪い状態に落ち込んでしまったと私は考えてます。ですからなおのこと、これは急がなければならない。どのような条例なり仕組みで守ろうとなさっているのか私には検討がつきませんが、何れにしろこれを全く除外してしまうということではなくて、是非残しておいていただきたい。是非これはよろしくお願いしたいと思えます。

三坂課長：今のような御議論も受けまして、表現を再度検討してみたいと思えます。

平吹委員：RDBの委員会があると存じ上げておりますけども、そちらの先生方の意見も聴いて、もう少し詰めていただければなと思えます。

土屋委員：最後の福島第一原発に対する対応ですけれども、ここに書かれている内容というのは、食の安全に関するモニタリング調査という意味であって、鳥獣肉が100ベクレル/Kg以下になるようにする、人間が食べる場合の安全基準をモニタリングするというの食の

安全の問題だと思えます。この審議会で議論すべきことは、自然環境であるとか鳥獣保護区の放射能を事故の前のレベルに戻す、そういう事業計画を策定するというのが、本来あるべき姿ではないでしょうか。つまり宮城県の山林や河川に子供達や若しくは使用する方が安全安心に入っていける、そういう状態に戻してあげるとというのが、ここで審議すべき課題ではないかと思えます。肉が100ベクレル以下になることは当然のことですから、それはここでなく他のところで当然モニタリングすべきことで、我々は第一原発の事故以前の段階に宮城県の自然を戻すという計画を策定する必要があるのではないかと考えますが、如何でしょうか。

本木部長：只今の御指摘は重要だと思いつつも、現実的にそのテーマに対応した取組ができるかという、できないのが現状でございます。今やっと福島、宮城の除染が始まりましたが、あくまでも居住地域限定でございまして、山林については除染の方法も定まっておられませんので、今民間ベースでも試行錯誤しながら除染をやっております。元を断つんであればやはり山をやらなければならないというのはあるんですが、費用もやり方もまだ全然見えていないという段階でございまして、盛り込みたいという意欲もありながら今の段階では非常に難しいというふうに思いますので、その点はもう一つ後の中長期的な課題にさせて頂いて、当面は肉のところ留めて頂ければ。或いは将来課題として表現しておくことは可能かとは思いますが、この4か年でやりきるかというそれは多分難しいと思えます。

土屋委員：予算の兼ね合いや方法論がどうするかとか非常に難しい問題があると思えますけれども、やはり理念という意味からすればですね、そういう元の状態に戻しておく、安全安心にみんなが山で遊べる、生活の糧を得る、そういう状態を作るという理念を何処かに入れて頂いて、それは予算とやり方は現実問題として考えるべきだというふうには思いますが。

三坂課長：この計画自体は、鳥獣保護事業計画でして、基本的には除染計画というのは別なレベルで考えるものなのではないかというのが、今この計画を御議論して頂いている中で事務局として考えていることです。除染を担当している部局なりに今のような御議論があったということについては伝えていきたいと考えておりますけれども、この計画に盛り込むかどうかについては、尚検討していきたいと思えます。

沼倉委員：48ページの「鳥獣保護事業をめぐる現状と課題」の4行目で、「これまで、被害防除対策、有害捕獲等が行われてきたが、抜本的な対策となっておらず」と書いてありますが、狩猟者が減っていく中で非常に深刻な問題であると思えます。もう少し抜本的な対策を具体的に書いていただけるといいと思えます。狩猟者は減っていく、しかし有害駆除はしなければいけないという中で、これは非常に深刻な問題です。今ここで具体的には書け

ないと思いますが、他県においては里に下りてこない取組とか、山に食べ物を植えるとか、そういうことをやっている所もある訳で、そういうことすることで貴重な大型の動物も守れると思います。ですので「長期的視点に立った保護管理が求められている」というところを、もう少し希望を持てるような言葉に代えていただければいいと思います。それからなかなか狩猟者が増えないということですが、県として狩猟者の方々が増える取組というのは何かできないのか、もしあればそういうことも一行書き加えられることができれば書いていただきたいと思います。

三坂課長：お答えになるかどうかですけども、46ページに保護管理の担い手の育成という形で記載をさせていただいております。狩猟者の方々を増やしていく取組というのは決定打がなかなかない状況にあるというのは正直ございます。是非お知恵を拝借したいなと思っておりますが、現状でやっているのは、例えば研修会を開催したりとか、狩猟免許等の取得をなるべくしやすくするように試験の実施場所や曜日を増やしたりとか回数を増やしたりとかですが、世代交代につなげるような若い方々の参入が特に難しい状況になってますので、猟友会の方々の御協力もいただきながら、若手狩猟者を増やすような取組を近々にやらなければならないと考えておりますので、そういった部分の記載の仕方を含めて、検討したいと思っております。

菊地会長：それでは他に。全体的なことでも何か追加でありましたら。

高階委員：質問なのですが、先程会長の方から話がありましたが、今回の震災によって宮城県では仙台湾の蒲生干潟とか閑上の広浦あたりの砂丘、そういった貴重な自然の財産のところに棲む鳥類ですね、水鳥について震災の為にどのような影響があったのか、原状に回復されていないのか、そういうのも含めて教えていただきたいと思っております。

三坂課長：被災してから1年8か月程経っているものの、なかなか安定しない状況ではありますが、自然保護課といたしましては二通りの手法でその辺の調査を進めていきたいと考えております。先程申しましたレッドリスト自体を今年度一旦改訂版を発表させて頂くんですが、震災エリアについてはまとめきれてないということもございますので、2年ほど時間をかけてどのような影響があったのかをしっかりと調査していきたいと今準備をしているところでございます。また沿岸域につきましては、自然環境保全地域等の指定を広範囲に渡って行っていますので、自然環境保全地域の調査の中で生物も含めてモニタリングの調査をするということで、学者の方々の協力も得ながら調査を進めているところでございます。ただ何分非常に範囲が広うございまして、全体的な把握というのが今のところなかなか困難な状況でございまして、引き続きどのような形で調査を進めていくか、なお模索中というところもございます。

菊地会長：他にございますか。ないようでしたら、今日のこういう意見を参考にして、考慮に入れていただいて、計画策定を進めていくようお願いします。次に第4の温泉部会からの報告があります。千田部会長お願いします。

千田部会長：（資料説明）

菊地会長：只今の報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。質問ないようですので、次に5その他ですが、何か。事務局からは何か。

三坂課長：事務局から準備しているものは特にございません。

菊地会長：委員の方から何か。

高橋委員：冒頭に会長さんが御挨拶した沿岸域の保全等々、私も賛成ですので、よろしく願いいたします。

菊地会長：色々な動きがどうやらあるように聞いております。また、あそこは自然環境保全地域ですので、指定変更か何かあればこの審議会に話があるかとは思いますが。色々な計画があるように聞いてますので、環境保全できるように、よろしく願いしたいと思えます。他にないようですので、これで今日の審議会は終了したいと思えます。

司会：菊地会長、誠にありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、貴重な多くの御意見賜りましてありがとうございます。本日の御意見を元に計画の修正を行い、またパブリックコメントということで一般の県民の方々の御意見をお伺いした上で、来年1月又は2月に最終案をお諮りをさせていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、本日の審議会の一切を終了致します。誠にありがとうございました。